



働きながらお母さんになるあなたへ

妊娠・出産・産休・育休などを理由とする解雇などの不利益な取扱いは、法律※で禁止されています。 ※男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法

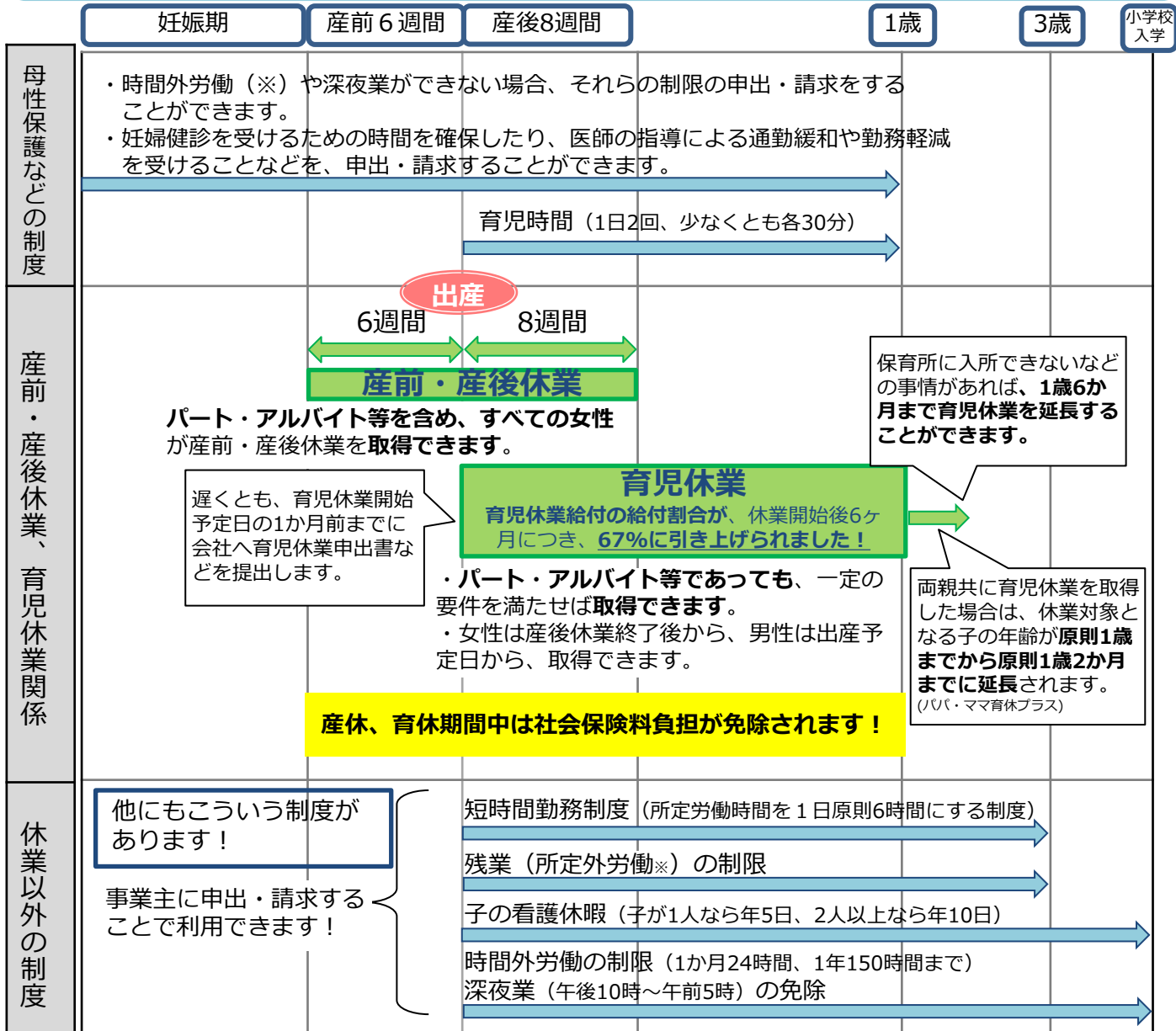
例えばこんなことを理由として

- ・妊娠、出産、産前・産後休業、育児休業
- ・妊婦健診や切迫流産で仕事を休んだ、等

こんな取扱いを受けたら法違反です

- ・解雇、退職の強要、契約更新拒否
- ・正社員からパートへの契約変更の強要、等

妊娠・出産・育児をしながら働く女性のための制度はたくさんあります！



※時間外労働：労働基準法で定められている1日8時間または1週間40時間を超える労働。
 残業（所定外労働）：会社で決められている始業から終業までの時間を超える労働。

三重労働局雇用均等室 〒514-8524 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎
 TEL 059-226-2318 FAX 059-228-2785
 [受付時間 8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）]